

日 薬 情 発 第 179 号
令 和 8 年 2 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

チエナム点滴静注用0.5gの使用期限の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、チエナム点滴静注用0.5g（成分名：イミペネム水和物／シラスタチンナトリウム）の有効期間が24箇月から30箇月に延長されたことから、有効期間を24箇月とした使用期限が外箱に印字されている製剤も、有効期間が30箇月である製剤として取り扱って差し支えない旨、示されました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 10 日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

チエナム点滴静注用 0.5g の使用期限の取扱いについて

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡しましたので、貴会会員への周知をお願いします。

事 務 連 絡
令 和 8 年 2 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

チエナム点滴静注用 0.5g の使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

チエナム点滴静注用 0.5g（成分名：イミペネム水和物/シラスタチンナトリウム）の有効期間が 24 箇月から 30 箇月に延長されたことを踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県等におかれましては、医療機関及び薬局に対し、本事務連絡に基づいて本剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1 チエナム点滴静注用 0.5g の使用期限について

(1) 使用期限の変更について

今般、追加で得られた安定性データを踏まえて、令和 8 年（2026 年）2 月 10 日に、室温での有効期間を 24 箇月から 30 箇月に延長する届出がなされ、この有効期間は現在流通している製剤にも適用可能と判断いたしました。

有効期間 30 箇月への延長前に出荷され、有効期間が 24 箇月であるとの前提での使用期限が外箱に印字されている製剤も、現在流通し、使用されているところですが、その製剤については、有効期間が 30 箇月である製剤として取り扱って差し支えないこととしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和8年(2026年)11月まで(2026.11と表示)又はそれ以前となっている製剤については、有効期間を24箇月として外箱に印字されているものですので、変更後の使用期限は別添に記載のとおり、印字されている使用期限より6箇月長いものとして取り扱うようお願いいたします。

2 使用期限の短い製剤の優先使用について

貴重な薬剤を無駄にせず有効に活用する観点から、使用期限の短い製剤から使用していただくよう改めてお願いいたします。

以上

別添

(令和8年2月10日時点)

チエナム点滴静注用 0.5g

(今般、有効期間「24 箇月」から「30 箇月」に延長)

【有効期間 24 箇月の前提で印字されているロット一覧】

ロット No	印字されている使用期限 (有効期間 24 箇月のもの)	使用して差し支えない期限 (有効期間 6 箇月延長後)
6BE03P	2026.02	2026.08
6BE04P	2026.03	2026.09
6BE05P	2026.03	2026.09
6BE06P	2026.03	2026.09
6BE07P	2026.08	2027.02
6BE08P	2026.08	2027.02
6BE09P	2026.08	2027.02
6BE10P	2026.08	2027.02
6BE11P	2026.08	2027.02
6BF01P	2026.10	2027.04
6BF02P	2026.10	2027.04
6BF03P	2026.11	2027.05
6BF04P	2026.11	2027.05

以上